

# 市民参加実施予定シート

担当課：まちづくり推進課

予定  
令和6年4月1日時点

## (1) 市民参加の手続の実施予定について

<b>事業 タイトル</b>	南流山駅周辺の魅力的なまちなみを誘導する指針の策定	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・良好なまちなみをつくることで、居住環境や資産価値の向上が図れる <デメリット> ・土地活用の際に、指針に基づいた一定のルールを課す
<b>正式名称</b>	南流山駅周辺地区まちなみづくり指針		
<b>概要</b>	南流山駅周辺地区における良好なまちなみをつくるため、基本的な考え方と具体的な方策を定めた「南流山駅周辺地区まちなみづくり指針」を策定するもの。	上位計画 の有無	無（流山市独自）

## (2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り ( )

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)						
	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	
複数 実施	<b>意見交換会</b>	R5/12月中旬に2回程度	市民及び地権者等	1044913	-	本指針については、市民や地権者が熟知している内容ではないため、その策定目的や内容を1つ1つ丁寧に説明していくことが必要と考えたため。
	<b>その他(アンケート調査)</b>	R5/12/22～R6/1/22	市民及び地権者等	1044914	-	本指針は南流山駅周辺の地域に密接したものであることから、地域住民からの意見を直接収集することができると考えたため。

## (4) 市民参加のスケジュール (予定)

令和4年度		令和5年度											令和6年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

↔  
 意見交換会(説明会)  
↔  
 アンケート調査(意見募集)

## (5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由